

第 問

第1 規制図書類を贈入する例の批判

条例8条1項、2項、3項は、青少年に対して規制図書類を贈入する自由、いわゆる情報受領する知る自由を制約しており、憲法(以下略)2条1項に反し違憲ではないかが問題となる。18歳以上の人も条例8条1項、2項により規制図書類を贈入する自由(知る自由)を制約しており違憲ではないか。

1. 保護範囲 → 点検はついでに、その論議です

知る自由は、21条1項の表現の自由の趣旨(自己実現の価値と自己統治の価値)、民主制の目的の派生原理から当然に導かれる。すなわち、刑法で処罰対象となるような規制図書類(条例7条)の贈入時も知る自由として保障される。

2. 制約

(1) 規制の態様について。青少年(条例2条1号)に対して、規制図書類を贈入や貸与が禁止される(条例8条1項各号、2項、3項)。これは、人格形成に必要な青少年の知る自由を制約している。

(2) 18歳以上の人も青少年と同様に、A市内で規制図書類を贈入する増設が制限される(条例8条1項、2項)ので、知る自由が制約される。

3 正当化

規制対象が「真然」といって明確性を欠くことが、規制の手段、内容について分けて正当性を検討する

(1) 明確性の原則 ← 書込場はおい

条例7条の「性的素性を刺激する」「卑劣な内容」という文言は不明確であり、明確性の原則に反し違憲ではないか(21条1項3条)。

ア、表現の自由

表現活動の萎縮効果を避けるため、表現の自由を制約する規則には、明確性が要求される(21条1項)。また、差例に違反した場合にのみ刑罰が科せられるため(条例15条)、刑罰法理の適正手続の要請と恣意的運用の防止も目的とされる(31条)。そこで通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的な場合に於て、当該表現物から、その規制の正当性があるかどうかの判断がなされるような基準が読み取れるかが違憲と考える。

イ、条例7条は規制図書類を定義し、同条様式で「殊更に性的感情を刺激する」、同条2号の「卑劣なる内容」という文言が極めて抽象的であり、個人の主観により判断がなされる表現を用いており、一般人の理解において規制の正当性、判断に及ぼるべき状態に及ぶとあるため、萎縮効果等を排除できない。

ウ、したがって、本件条例は、明確性の原則に反し正憲である。21条15条、及び21条に反し違憲である。

(2) 規制の手段、内容の正当性

ア、条例は、「撮影した画像又は描字した図画」(条例7条各号)を対象とした表現の内容規制とするものである。そこで、規制図書類は、青少年への健全育成に拘束されるので規制の態様は強力であり、もっともこれに、青少年の健全育成のために必要な環境の整備(条例1条)を目的とするべきであり、いかに規制すべき、未成年者に及ぼる規制等、表現内容中に規制を課せられる。また、18歳以上は、青少年への対象としての関係が判断的といえる。そこで、条例の合憲性は、厳格な合理性の基準が

未成年と成人で

基準基準と同じにしている理由は??

同様に、あつたものを
一律に行うのはX

第

問

なれば、立法目的が重要で、中核的・間に実質的な関連性があるといえるかが、違憲と考える。

人、「成人向け」の雑誌等が、食料品や生活用品と日常的に購入する場所で購入され、青少年の健全な育成や、市民が性的なものに触れることなく安心して生活できる環境の保持として、一店舗による自主規制や、市民や自治会からの規制に対する要望が、それが条例1条の目的となっており、立法目的は重要といえる。しかし、規制国数類が青少年の健全な育成を妨げるとの明確な立法事実が示されているわけでもない。そうだとすると、青少年は、成長途上のため、知る自由の前提となる情報選別能力が乏しいとされ、知識や情報の影響を受けやすいことから、条例の立法目的の制限する憲法上の権利の重要な一部に關する利益(26条2項参照)である。

目的の実現のための手段は、規制国数類で、日用品等を主たる業務とする店舗や、学校周辺の店舗では、誰もが目にすることが無くなり、適否の必要性があるといえる。もとより、18歳以上にとり、これら規制国数類と購入している店舗を利用することが不便になることはあっても、一切買えなくなるわけではない。そして青少年に対する販売禁止は、青少年は成長途上のため、社会に与える影響を考えた、必要手段である。

のしかるし目的の手段は、実質的な関連性があるので合憲である。

第2 販売禁止する店舗の規制

1. ~~保護範囲~~ 条例8条1項の4項が、販売禁止する店舗の職業
遂行の自由を制約しており、22条1項に反し違憲ではないかが問題と

なる。

1. 保護範囲

(29) 0/1

22条1項の職業の選択の自由は、開始、継続、廃止という。販売を
する店舗の職業選択の自由は、選択した職業に専断して従事す
ることであり、保障される。

(31) ✓

2. 制約

(1) 第1条8条1項は、これまで日用品と並んで規制図書館と一部販
売してきたスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの店舗（以下「コン
ビニ等」）について、A市内で規制図書館の販売を禁止しており、コン
ビニ等の職業選択の自由を制約する。

(2) 同条2項は、学校周辺の規制区域とする場所を規制図書館も
扱っている店舗（以下「区内店」）が、規制区域内で規制図
書館を一切販売できなくなる制約がある。

(3) 規制図書館とそれ以外の図書館を扱っている書店やレンタルビデオ店（以
下「レンタル店等」）が、規制図書館の取扱いができるのに、同条3項で
青少年の規制図書館の購入や貸与を禁止し、同条4項で、規制図
書館の陳列に当たり、その場所の区画や規制図書館の場所の標示
をしなければ販売できないので、制約が認められる。

3. 正当化

1. 第1項は、コンビニ等、区内店、レンタル店等での規制図書館の販売は
その規制態様が販売、貸与禁止であり、レンタル店等での規制図書館の
陳列も販売付けられ、その規制は強力であり、A、B、C各店舗
については、多数の取扱い商のうちの一部にのみこの職業選択上の規

店舗への
貸与は否か（販売と兼る!!）

これはあてはまる使用率

（第 問）

制である。コンビニ等（同条1項）は、規制図書類の売上げが売上げ
全体に占める割合は微々たるものである。他方、区内店（同条2項）
は、規制区域にある規制図書類を扱う店舗は約150で、そのうち
売上げ全体の20パーセントを超えるのが10店舗あり、販売比率に対する
影響が大きい。レンタル店等（同条4項）は、規制図書類を臨臨して
陳列するなどの義務を履行すれば足りる。そして、性風俗に係る善良
な市民の価値観を尊重する（条例1条）と規定され、善良な風
俗を維持するための方針規制と捉えられるので、消極的・目的
規制と解される。いわゆる「成人向け」の書籍等については既に自主
規制が行われているところもあり、条例に対する反対はそれほど多くない。
以上のことから、コンビニ、レンタル店については、合理性の基準、
を法目的が正当で手段が合理的関連性を有するものが合憲と判
断する。区内店については、厳格な合理性の基準とする。
(2) コンビニ
コンビニ等の一部は規制図書類を販売していること自体に集客力
があるからであり、販売の全面的な禁止に反対している。しかし、これら
どりの客集がなくなることも、正にそれを市民が求めている以上は、やむ
を得ない。なので法目的からの考えもあり、規制の目的が不当とはいえない。
コンビニ等の規制図書類が並ばない状態であること、青少年の健全
な育成にとり、おそろえるつくりものがない人たちの月1に、心やみに
触れることなく安心して生活できる環境の保持という点に支力が
あり、法目的に適応し、合理的関連性が認められる。
1. 区内店

（第 問）

1 目的は、^{上記}コンビニ等や第1.3(2)イの目的用途の内容と同一で重要
2 である。その手段として、区域内店は、学校などの敷地から200メートル
3 の範囲を規制区域とする。児童・生徒らが頻繁に行き来する
4 範囲にそのような店舗が存在することに望ましくないというのが指定区
5 域の理由である。それに対し、規制対象が広過ぎるのではないか
6 といった意見がある。区域内店の中からは、この条例案に反対する意
7 見が寄せられている。10店舗において、規制図書類が売上げ全
8 体の20パーセントを超えているので、販売や貸出をやめると業務
9 遂行に支障があると考えらる。また店舗の移動は、施行要綱の
10 か月とするお期間が短く、場所の集客の重要な要素のため、費用負
11 担を考慮すると移動先で集客できるかは不透明で容易ではない。
12 通学路ではない場所にある区域内店や、通常、児童・生徒
13 が行かないようなビルの階上階に店舗があるような場合は、
14 規制の必要性が乏しいと考えられ、販売時間や方法等も含め
15 て個別の取組等を検討すべきである。しかし、目的達成
16 のために手段は、職業遂行の自由を制約し、実質的関連性
17 は認められない。

ウ. レンタル店等

20 目的はコンビニ等と同じで正当である。手段として、規制図書類
21 を壁と扉で隔てた専用の区画に陳列しなければならぬため、
22 その要件を満たすための内装工事等が必要で、そのための必要があ
23 るのかと疑問視する声がある。もっとも、青少年が規制図書類を
購入するつもりがない人が出るので、規制図書類を隔離

これはA基準適用
基準を判断の基準を用いて下2m

(第 問)

1	12 傳列すめがよいので負担は少ない。したがって、合理的適合性が
2	認められる。
3	(3) 以上より、3272号、レンタル店等にかつ合意、区試内店日選定
4	である。
5	
6	以上
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

(第1問)

1. 明確性の原則と過度に広汎性ゆえに無事効の法理について

(1) 1) 本条例案(以下「案」という)7条の柱書指紙書すに「殊更に性的感情を刺激する」として「卑しい姿勢」という文言を使用していることが明確性の原則に反しないか、さらに7条の規制範囲が広汎すぎないかが問題となる。

2) 明確性の原則とは、法文に不明確な文言があると、表現する者に本来は合憲的に行える表現行為を控えることによる萎縮効果を生ずるから、法文の文言に明確性が求められることという。

3) 文言が明確であるかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的な場合に当該行為がその適用を受けるかどうかの判断が可能と見られるような基準が読み取れるかどうかにより、判断すべきである(徳島地裁判決)

4) A市からは文言は一定程度抽象的になすべきと得るという反論が考えられるが上記の文言は、属性や年齢等により判断が異なる主観的要素の強いものとなり、一般人の理解において判断が可能と見られるものではない。さらに、第5条で罰則規定を設けており、文言からはその範囲を特定できず、わずかに写真1枚だけでなく図書全体が対象となる場合もある。

(2) 以上の点から、現在の文言のままだと規則図書の出版社やライブラリーを過度に萎縮させる恐れ、憲法21条1項の表現の自由や憲法31条1項の適正手続の保障に反して違憲の疑いがあるといえる。

2. 図書で購入する側の規制

(1) 青少年の場合

1) 憲法は21条1項で表現の自由を保障する。表現をするためにはその元となる情報を受領する自由、つまり知る自由も表現の自由と

(9) 1

(5) 2

(6) 1

(7) 1

(10) 2

(9) 2

全面712

(第1問)

表現一本として保障されているといえる。第8条2項は青少年への規制図書類の販売・貸与を禁止し、同条4項と陳列した規制図書類を見ることができなくなる、という。この規制が青少年の知る自由を侵害していることが問題となる。

(12) 0

この点について規制図書類は第7条の要件をみたせば青少年の販売等が禁止されるのだから表現内容規制であるといえる。表現内容規制の場合の憲法審査基準は表現の自由の重要な価値に鑑み、厳格な基準を用いるべきであるといえる。しかし、対象はあくまで青少年であり、判断能力が成人に比べて未成熟で発達途上であり、受ける情報の影響を受けやすいといえるから、審査基準は厳格な合理性の基準、つまり目的が重要であり、手段がより制限的な方法が他にない場合、と判断すべきである。

(13) 2

(16) 2

(18) 1/2

(19) 1/4

2) 案の目的は青少年の健全な育成であるから重要であるといえる(案1条)。規制手段は青少年への規制図書類の販売・貸与を一切禁止し規制図書類を陳列する際にも青少年の目に触れさせないようにしているから、青少年の知る自由への制約の度合いは強いといえる。岐阜県青少年保護条例事件の場合は自販機での販売を禁止したものであり、事件の場合は対応での販売であるから前者に比べて購入の心理的ハードルが高いといえる。ゆえに上記のような規制は必要であるとの意見もある。しかし、A市では見たくないものが目に入り、不快であるとか、性的なものに触れさせないようにしてほしいとの要望が多数出ており、一部では自動的に自動的に規制図書類の販売・貸与をやめている実情がある。有害図書が発展途上である青少年へ与える影響が社会的に認識されている

(20) 4

→ これは目的が重要(立法事実)

あると思う → 1102. 20基準を維持する
で801-27

現状に鑑みれば、青少年の販売・貸与を一律禁止し、自ら購入し読む以外の
手段以外のより制限的である方法は存在しないといえる。

よ、2条8条3項・4項は青少年の表現の自由を侵害しているとはいえず、
合憲である。

(2) 18歳以上の人の場合

1) 2条8条1項・2項・4項の規定が、18歳以上の者に保障されている知る
自由を侵害していないかが問題となる。

知る自由とは

18歳以上の者が規制図書類を購入する自由も憲法21条1項で保障
されている。これに反するかは2条8条1項・2項で一部の店舗や規制区域
においてはこれまで購入等できなかった規制図書類が購入・貸借できな
くなり、同4項で隔離した陳列が行われることにより、自らに行かざるを得
ない見せかたでできなくなるという制約を受ける。規制区域外であれば従来
と同じように購入等ができるから、その程度の制約は18歳以上の者の知る
自由をそもそも制約していないとの反論も考えられる。しかし、規制図
書類や規制区域は指定されることにより、従来とは異なる情報の受取
に制約を受けるが事実であるから反論は妥当でない。

2) この制約は前述のように表現内容規制であるから厳格な基準で
憲法性が判断されるべきであるとの考えがある。しかし、上記の反
論発展途上の青少年健全育成の観点だけでなく、A市に住む人々
の善良かつ健全な市民生活を営むとの観点と考慮しなければならない
程度の規制はむしろ得るから審査基準は(1)と同じように厳格な合理
性の基準で判断すべきである。

3) 規制の目的は前述のように重要である。規制手段としては、規制図書類

22
-2

24
1/2

25

0

は映画販売が基本であるから 4項の隔離をすればいいが全面禁止にしてはならない。18歳以上の者が身分証の提示等で購入できる方法でも十分目的を達成できるという。

よ、よ、より制限内ではない他の方法があるという。第8条1項・2項の規定は現在のままで適法であるという。

3. 図書と販売等する側の規制

(1) 日用品と並んで規則図書類を一部販売していた店舗

1) 第8条1項は日用品等の販売を主たる業務とする事業者は店舗において規則図書類を販売・貸与してはならないから、これらの店舗の営業の自由を侵害するいかか問題となる。

憲法は22条1項で職業選択の自由を保障する。職業の選択の自由を保障するのだからこの職業の発行の自由、つまり営業の自由も保障しているという。第8条1項は規則図書類の販売・貸与を一律禁止するものであるから営業の自由に対する多大なる制約を課すものであるとの主張もあるが、これらの店舗はあくまで日用品等の販売がメインであり規則図書の販売等の売上はごく一部である。販売等ができていくることによる売上減少というマイナスの影響が若干あるかもしれないが、かえって見えない規則図書を見つけて読む機会が安くなり日用品等が購入できるというプラスの効果も見込まれるから、結局営業の自由の制約の度合いは強いとはいえず、憲法基準は合理性の基準で判断すべきである。

2) 規制の目的は青少年の健全育成や市民の善良かつ健全な文化的環境を保障することであるから正当である。普段の生活必需品

(28) 1/2
(29) 1
(31) 1
(34) 0/8
↓
これは
あつた
こと
で
事
情
は
あ
る
(35) 1/3

36
0

1 来店頻度が自ずから高くなる日用品等を購入する店舗と規制図書類を
2 取り扱わないことにより、その来店者の目に触れさせないようにすることは
3 著しく不合理な手段とはいえない。

4 3) よ、2 案 8 条 1 項は憲法 22 条 1 項が保障する営業の自由を侵害せず、
5 (2) 規制区域内に規制図書等販、売する店舗

6 1) 案 8 条 2 項は規制区域を指定して学校から 200メートル以内の店舗
7 では規制図書類の販売、貸与を全面的に禁止するものであるから、これらの店舗
8 の営業の自由を侵害しないかが問題となる。

37
0

同上

38
0

39
1/3

(第 1 問)

9 2) この点について、上記(1)のように学校から 200メートル以内は毎日の
10 ように通学する青少年がいるから、条例を実効的にするものにするためには
11 相対的に青少年の割合が高くなる規制区域においてはこれを認めない
12 制約であるとの考えがある。実際に規制図書類の売上げが全体の 20パー
13 セントを超えるのは域内約 150 店舗のうち僅か 10 店舗に過ぎず、条例の
14 施行までには 60 日という期間があるから販売等を継続したいのだから、
15 あるいは、市内にも店舗を移転すればよいとの考えもある。しかし、
16 規制図書類等を従来からメインに販売していた店舗や、施設費用を
17 捻出していない店舗は、単に営業の自由の制約ではなく廃業に迫
18 り込まれる可能性もあり、狭義の職業選択の自由の制約になると
19 いえる。そのため審査基準は(1)の場合より、厳格となり、厳格な
20 合理性の基準を判断すべきである。

21 3) 規制目的は既述のように重要である。規制手段については案第
22 4 項の隔離販売や 18 歳以上の者で身分証等を提示した者に
23 販売する等の、より制約的でない他の方法も存在する。

（第1問）

よ、2 案8条2項は 現在のままだと 憲法22条項に反し、違憲である。

(3) 規制図書類とそれ以外の図書類を扱っている書店やレジャー書店

1) 案8条4項は規制図書類を店舗で販売、貸与の事業者に隔離して陳列する義務がつけられているが、これらの店舗の営業の自由を侵害しないかが問題となる。

2) この点について、確かに隔離陳列の義務づけは費用等の負担を強いものであるが、隔離に際しての条件はないが、規制図書類が直接目に入るわけでは比較的確易な隔離で問題ないといえ、書店やレジャー書店は通常業務でも分野別にコーナーを分けて販売等しているが隔離陳列による規制の度合いは強いとはいえず(1)と同じ基準を設けを判断すべきである。

3) 規制自体は既にのべた通り、青少年が規制図書類を見たり読むことと隔離して陳列することは著しく不合理とはいえず、よ、2 案8条4項は合憲である。

以上

第
問

第1. 図書類を購入する立場

1. 規制図書類の購入等ができない青少年

(1) 本条例第7条は要件に該当する図書類を自動的に規制の対象にしている。これにより、青少年は一定の図書類を読むことができなくなるから、知る自由を害するものといえる。憲法21条1項が保障する表現の自由に反し憲法では無いかという問題点が存在する。

(2) 憲法21条1項は表現活動を通じて自己の人格を形成し発展させるという自己実現の価値を有する。そして様々な情報に接して自己の人格を形成し発展させる機会を得るという点で知る自由も憲法21条1項によって保障されていると考えるべきである。

(3) 本条例第8条により、規制図書類にあてれば販売等が制限される。そして8条3項から、青少年に対する規制図書類の販売や貸与が禁止される。これにより、青少年は規制図書類に接する機会が失われるから知る自由に対する制約になる。

(4) ア. この制約に対し、規制対象が広過ぎではないか、明確性の関係で問題になり得る。

表現の自由に対する制約は、規制対象が不明確であれば、表現者が活動をためらうという萎縮効果が生じるから、明確性の原則が要求される。その内容として、通常の判断能力を有する一般人の理解

過度に広い
明確性 - 1/21
どちらの語でしているか不明。

第 1 問

において、具体的に場合に、当該行為がその趣意を及ぼす
ものかどうかの判断を可能ならしめる基準を読み
とれるかどうかをみる。

本条例案は「低年齢な児童」や「殊更に性的感
情を刺激する」といった文言^がを^{して}規制対象になる。
これは刑法上の「わいせつ」な文書等に当たらないも
のも対象となり、単なる画像だけでなく、漫画
やアニメなどの絵による描写も含まれる。その対象は
広く要件も抽象的なため、一般人にとって判断が
難しいといえ、明確性に反するという問題点がある。
さらに、実体審査の観点も問題になる。

したがに、本条例案は、図書類の撮影した画像又
は描写した図画の中に規制対象となる要件を満たす
内容が含まれているものを自動的に規制図書類にして
いることから、表現内容に着目した規制であるから、厳格
な基準によって審査するのが原則である。しかし、青少年
の健全な育成という観点から、青少年の知る自由の
重要性は一步後退する。そこで、審査基準を緩和して、
中間審査の基準で具体的に違法目的その重要性
と手段が目的との関係で実質的な関連性を有する
かで判断すべきである。

本条例案の目的は、青少年の健全な育成を図ることに
もある。青少年は、成長過程にあり、人格形成は未熟で

これは規制の
書物に
おいて
いふ

であることから、悪影響を与えるような情報を知覚せ
るのはやむを得ないから、規制目的は重要である。

そして、手段として、規制図書類の購入が一切禁止される
ことになる。規制対象は性的なものであり、こういった表現
にふれることで、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす
ことはありうるから、手段との関係で実質的な関連
性がある。

規制するとは、禁止するとは異なるのでは??

よって、実体審査との関係では憲法2条1項に反しない。

2. 18歳以上の人の関係

(1) これらの著者の関係でも知る自由が問題になる。

(2) ^{たいてい} ~~もつて~~ 18歳以上の者は、規制図書類を購入できる
から制約は小さい。しかし、本来は自由に購入すること
かできた図書類が購入方法が限定されるという点で
制約はあるといえる。

(3) そして、18歳以上の人は、青少年の~~より~~知る自由の
^{な理由で} ~~より~~重要性が後退するわけではない。~~が~~しかし、

~~有害表現~~ 性的な表現は表現内容としての価値が低い。
ため、政治的表現と比べては重要性は低い。また
18歳以上の人は、全面的な購入が禁止されるわけではなく
間接的な制約にすぎない。そこで、青少年と同様に
中間的な審査によって判断すべきで。

(4) 本条例案の目的は、青少年の健全な育成にもある。これ
は、~~は~~ 青少年の未熟性^性に由来するものなので、18歳以上

同様の
付加
の
意味を
同様に
いふ

青少年の健全な育成は
子どもを保護する大人こそが責めを負っているのでは?

第

問

の人に はきかた しない。また、卑しい書類等に おせみ
に 触れる ことがないようにすること を目的 として。

たしかに、小生白々な差 取 れるや卑しいものを みたくない、
とする 不快感 は存在する。しかし、その感じ方には、
個人差があり、その目的だけでは、抽象的 なものである。

② 憲法 は 見たくないものに触れないように することまで保
護するものではないから、目的として重要ではないから、

よって、18歳以上の人との関係で憲法21条1項に反し違えていない。

第2. 販売等を行う店舗

1 本条例案は、規制図書類 の販売等に制限を加えている
ことから、それを販売してきた、店舗の営業の自由を侵害
するものとして、憲法22条1項に反し違憲とならないか、とい
う問題点が存在する。

2 職業は、人が自らの生計を維持するための経済
的な活動であり、社会的機能が担われる性質も
存在するものとして、個性を全うするという人格的促進
とも不可分の関係性を有する。その中には、職業を結集
するという意味で、営業の自由 も保障される。

3 さらに、本条例案は11条で主に日用品を販売して
いる規制図書類を販売しているスーパーマーケット
やコンビニエンスストアなどの店舗に、2項で学校
の規制区域となる場所で規制図書類を販売した
店舗、41条で規制図書類とそれ以外の図書類を

第 1 問

ている書店やレンタルビデオ店に、販売や貸与を禁止し、
専用の区画に陳列することを要求することによって自由
を制約している。

職業の自由に関する審査基準は、規制目的だけ
で判断するものではなく、規制態様も加味して
決まってきた。

4 本条例案の規制目的は、青少年の健全な育成と規
制図書類が おやみ に触れることのないようにすることにある。

これは社会生活における安全確保や秩序維持で
いた消極目的ではない。すなわち、規制態様は、店の形、
態によって異なる。1項に該当する店舗では規制

図書類を扱うことができなくなる。しかし、それでもそのような
規制図書類を扱っている店舗は、4分の1にとどまり、売上

げの中心は日用品の販売等であり、規制図書類の売上
は微々たるものであり、営業の事業継続に支障は

少ないから、営業の自由に対する規制態様は小さい。
これはまた、販売していること自体に集約があるという反対

がある。また、2項の規制対象は区域のよめる割合
は30%程度にすぎない。その区域内にある店

舗数は700店舗で、そのうち規制対象となる規制
図書類等を販売する店は150店舗という一部だけ

で、規制図書類の売上は おやみ 全体の20%を
超えるのにもかかわらず10店舗にすぎない。そうすると売上

店舗に基準を設けるべき

(第1問)

の減少によって、事業継続が困難になるおそれはない
から、規制態様が小さい。

そこで、本件条例案は、明日の原則、すなわち規制措
置が著しく不合理であることが明白である場合に限り
変更を求めている。

(1) スーパーストアやデパート等は、日用品等
の取扱いを主たる業務とする店舗で、販売している全
体に集客力があるという意見がある。しかし、規制
図書類を販売していることで、きふ不快感を生じ、行か
なくなる人もいる。また、その集客力によって、日用品の売上
が増えるのかも不明である。そこで、目的達成のための
措置として著しく不合理とまではいえない。

(2) 規制区域内では、規制図書類の取扱いを
禁止され、販売を継続するためには店舗の移転を余
儀なくされる。これは、販売が今までできていた
ことができなくなり、移転には費用がかかるという負担が
大きい。しかし、規制図書類が売上増に与える影
響は小さく、条例の施行までに6ヶ月という期間を設
けられていることからすれば、市民が求めていることは、
やむを得ないといえる。この措置は著しく不合理であ
ることが明白とまではいえない。

(3) 規制図書だけでなく、ほかも扱っている書店やシ
ンデオ内では、内装工事が必要となる。これには費

作文
とか...

39
1/3

主観的條件 (40) 2/4

用がわかる。しかし、工事をするのは、販賣や貸しに許されて
あり、青少年に対するまよひが減少するだけにとどまり、影
響系経済に対する影響はかたし小さいものといふ。これは
第10 この規定も不審なく不合理であることか
明白といはれる。

よって、本件条例第1は、店舗との関係で、憲法22条第
1項に違反しない。と答である。

私は法律家甲であるとした場合以上の様な意見を
をあげる。

第

問

第1. ~~法7条~~ (善良な^{健康}市民に守るA市の環境保持条例
(以下法とする) 7条の文言について、

1. 法7条は、規制図書について、「性交又は性交類似行為
衣類の全部又は一部を着けつけない者の卑わいな状態と
規定している。もっとも、不明確な文言である規定は、表
現活動(憲法(以下法令名略) 21条(1項)を~~萎縮~~させ
おそれがあるため原則許さないと、当該文言は、
通常一般人が~~要(主観的)~~性を判断しうるとい、問題
とならない。また、規制対象も~~過度に広汎な~~ものとはいえない。

第

第2. 規制図書類の購入等が~~禁止~~な~~青少年~~について

(1) 青少年は、法8条(1項)により、日常的に利用する店にお
いて、規制図書と目にする機会が~~な~~により、法8条(2項)に
より、規制地域で、規制図書と目にする機会が~~な~~により、

法8条(4項)により、規制図書類を販売する店舗でも規制
図書と目にする機会が~~な~~により。なお法8条(3項)により

規制図書を購入、貸与すること~~が~~禁止となる。このことから

(2) 知る権利(21条(1項))が制約されている~~こと~~。^{のことはない}

(2) 知る権利は、現代社会において、送り手と受け手が
顕著に分かれていることから、表現の自由として、受け手から
再構築する~~必要~~があり、受け手からも表現の自由の一形態
として保障される。もっとも知る権利も無制限に認められる

わけではない。本件では、青少年に対する規制である。

青少年も「国民」であるから人権享有主体であるものの、

問

第

問

1 人権保障の趣旨と適合しない程度の規制は、青少年の
2 健全な育成のために、人権の性化に従い、必要最小限
3 度のものであれば認められる。本件は確かに、「知る自由」と
4 いう表現の自由の一形態であるから、侵害ことの甚だしい重要
5 な権利である。もっとも、本件は、「健全な育成」と目的と
6 するものであるから、必要最小限度の規制は、許されるといえる。
7 そこで、①目的が重要で、②目的的手段に、実質的関連
8 性が認められれば、合憲である。

9 (3) ア 目的は、青少年の健全な育成と羞恥心や不快
10 感を覚える卑わいふ書籍や図書の購入の防止にある。青少年の健全
11 な育成というのは、社会の秩序を正す上で、重要なもので
12 ある。しかし、見にくい物を見ない自由というのは、個人の
13 価値観に依存する場合が多く、過度な規制を助長する
14 性化を招く。そこで本件のような性的なものを禁ずる自由
15 は、それほど保護すべき重要なものとはいえない。

16 17 中には、青少年の健全な育成は、重要な目的といえる(ゆえに)。
18 イ 本件では、8条1項、2項4項により青少年が、規制図
19 書と目にする機会が1に1より、8条3項により、貸与、購入
20 が一切禁止となる。確かに、成人が購入した書籍が青少年の
21 身近なところへ、何らかの形で至るということも想定
22 定む。完全に青少年と規制図書とを分離することは
23 ないものの、本条例により、青少年と規制図書の接触を

第

問

1 確実に減らすこととできるといえる。また見舞入・貸与だけでなく、
2 目に与える機会を減らすことと、性的なものに対する興味・
3 関心とそれ機会を減らすこととできるから、青少年の健全な
4 育成という目的と達することとできる。役に立つとい
5 る。以上より目的と手段に実質的関連性が認められる
6 (④充足)。中以上より合意である。

7 (4) 反論として、青少年の知る権利は表現の自由の
8 一形態として、厚く保障すべきであり、厳格な基準が妥当な
9 ということとされる。しかし、青少年の健全な育成は、社
10 会秩序の維持として、重要なものである以上、表現の自由
11 の一形態であるとして、ある程度のバタリステックな制約
12 は受忍すべきであり、厳格な審査は妥当ではないといえる。

13 第3. 18歳以上の規制図書類の購入について、

14 (1) 法8条1項により成人は、日用品を販売している店舗で規
15 制図書を購入できなくなり、法8条2項で、規制図書に
16 店舎内での規制図書の購入やできなくなり、法8条9項
17 で、規制図書を販売している店舗に^{おいて}限
18 られたスペースに入り、購入しなくてはならないという不都合
19 が生じる。これは、知る権利を制約しているのではない。

20 (2) 知る権利は、前述のとおりである(第1(2))。も
21 と、青少年に対するバタリステックな制約は、成人に
22 対しては妥当しない。ゆえに、厳格に審査されるべきとも
23 思える。もっとも、日常生活において、成人と青少年は共同

要は同様の判断がなされること
(行政裁量と関係あり)

第 問

生活している。ゆえに~~在りて~~ 青少年の立ち回りを禁
止しない限りは、両者は同じ空間に在り得る。
両者の~~共存~~が、~~共同~~に生活するに在り得る現代的スタイルを
鑑みれば、成人も青少年に対するバーナクシステムは
制約を受忍しなければ、社会全体の秩序と維持する
ことは必要ないといえる。^{また、不便はあっても、秩序は維持される}そこで、~~知る権利~~であって、青
少年の健全な育成のためにある一層、制約を受忍せざる
を得ない。そこで①目的の重要性、②目的と手段に実質的
関連性のあつた、合意である。

(3) ア、目的について(すなわち、前述(第2(3)ア)に述べたとおり)
である。青少年の健全な育成という目的は重要である。
1. 確かに、成人に対しては、今後の購入に不便であるものの、
条例により、青少年が明らかに、規制図書を目にする機会に
なる。その結果として、ことさらに性に対する興味を刺激
することには~~なる~~減ることや期待されるから、目的と手段に
実質的関連性の認めらる(④充足)。

(4) 反論として、成人の権利が、青少年の健全な育成という
目的の~~もと~~、害されるのは妥当ではないというものが考えられ
るが、成人も青少年も今後共存して生活する以上、当該
反論は妥当ではないといえる。

第4. 購読する店舗について

1. (1) 購読する店舗は、38条1項により、日用品店は規
制図書と~~見~~販売できなくなる。そして38条2項により

1 規制区域の店舗は、規制図書と販売できなくなる。注
2 8条3項により、規制図書と販売することのできる店であつて
3 青少年に販売、貸与することはできなくなり、注8条4項により
4 規制図書と隔離し、専ら陳列しなければならぬ。
5 これは、営業の自由(22条1項)と制約するものではない。

6 (2) 22条1項は、職業選択の自由を保障している。^{主に}
7 ~~常~~ 職業の遂行 ~~ではないが~~、22条1項の^{内容と書く}旨と違ふことは
8 ないから、営業の自由も当然に(条件される。~~経済活動~~
9 ~~も~~ ^も 規制目的により基準と判断する規制目的二分論という考え

10 方があるものの、近年では、両目的が混在していること、いずれが
11 主目的も明確でないものも存在しており、目的のせいで判断するこ
12 とに妥当ではない。そこで、規制の目的のせならず、態様
13 性^もを判断し、^もにうなづき、審査することゝ妥当である。

14 2. スーパーやコンビニエンスストアなどの店舗について

15 (1) スーパー等は、注8条1項により、従来販売していた規制
16 図書と販売できなくなる。点で、営業の自由が制約されている。
17 規制目的は、青少年の健全な育成と、^{規制図書}見にくく^{見にくい}人に見ない
18 ことを保障することにあるが、明らかに主目的は、青少年の健
19 全な育成であり、これは、青少年の^{心身}の成長に関するものである。
20 さら、~~消性目的~~ 人の生命、身体を守る目的である。~~消性~~
21 目的である。規制態様は、規制図書と全面的に
22 禁止するものであるから、^{強い}強いものである。^{また}注8条1項に
23 該当する店舗は、市内の3000店舗のうち、2400店舗であり

第 問

つよもあつてい

第 問

1 そいう規制図書と見販売しているのは、600店舗である。
2 600店舗々に対する影響は確かに大きい。しかし、これらの店
3 舗の規制図書の売りあげは、往々たるもので、それほど大きな
4 ものではない。確かに、規制図書を買いにくくするついでに日用品
5 と買うという客も想定できなくはないが、それを現状として
6 往々たるものであることと同じ、それほど影響は大きくない。
7 そこで①目的の重要さ、②目的と手段に~~実質的~~関連性
8 が認められるかは、合憲である。 合理的
9 (2)目的については、前述(第4.2(2))で述べたところ、青少
10 年の健全な育成は重要である。
11 イ、日用品店は、青少の出入りも多く、ここの販売か
12 たいければ、青少々に規制図書と目にする機会も
13 明らかに減るといえるから、~~青少の健全な育~~ことさらに
14 性的興味をもつ機会が減るとい、青少の健全な
15 育成につながるという。ゆえに目的と手段に~~実質的~~関
16 連性が認められる。以上より合憲である。 合理的
17 3. 学校周辺の規制対象となる場所、規制図書を
18 販、売する店舗について、
19 (1) 法8条2項により規制区域の場所にある規制図
20 書と販、売する店舗は、規制図書と見販売できなくなる。
21 ~~規制目的に~~ ^{ため、営業の自由を制限する} ~~規制目的に~~ ^{ため、営業の自由を制限する} 判断基準については、前述(第4.2(1))
22 で述べたとおりである。本件では、規制区域は、市全体の
23 20%程度であり、市内の規制区域が占める商業地域

36 3

35 1/3

37 0

二
れ
は
あ
る
め

第

問

1 における割合を約30パーセントとそれをも影響と受ける
2 店割合は小さいものである。その区域の中で、店舗は700店
3 店舗あるものの、規制図書館の販売、仕入しているのは、150店舗で
4 ある。確かにこの150店舗は、今まで、規制図書館と販売していた
5 ことが全くなりなれば、店の売上げは下がると思える。しかし、
6 このうち規制図書館の売上げが全体の20%を超えているのは、
7 全体に、併わず10店舗である。そう考えると、実際影響と
8 受ける店舗は、それほど多くないといえる。つまり、この10店舗
9 について、売上げが20%おられれば、今後営業は継続が
10 難しいともいえる。またこれについて、6月という施行までの其月
11 間と考慮しても、その店舗の移転は、強い制約があること
12 は否定できない。そこで、「青少年の健全な育成」という消極
13 目的とこれらの事情と鑑み、①目的が、重要で②目的と手段
14 に合理的な実質的関連性が認められれば、合憲である。

15 (2) ア、目的は案前述(第2(2))より重要である。

16 イ、目的と手段についても前述(第4.2(2)イ)より認めらる。
17 以上より合憲である。

18 4. 規制図書館と、それ以外の図書館と及、いわゆる書店やレンタル
19 ビデオ店について

20 (1) 規制法8条3項により、当該店舗は、青少年への販売
21 が一応禁止となる。法8条4項により、新しく書店内設
22 備を整えなければ、営業が禁止されるという点で、営業自由
23 を制約されている。

あり

38
2/3

38/0

40
4/8

第 問

1 規則審査基準は前述述べたとおりであるところ、本件では
 2 法8条3項については、そもそも本 どれほど強い規制かとはいえないが、
 3 法8条4項では、陳列の「ために内装工事が必要であり、これを
 4 しなければ、営業に支障をきたす点で、強い規制である。しかし、6P
 5 月とこのいう施設までの期間に言及しただけであり、営業が
 6 即座にできなくなるわけではないことや、内装工事について
 7 細かく指示したというわけではなく、あくまで、戸 隔離まで
 8 ればよいという簡易なものである。そうであるとすれば、青
 9 年^{（若者）}の育成という^{（目的）}目的達成のために必要と行わないと
 10 いえる。そこで①目的の重要性、②目的と手段に実質的
 11 関連性がある旨を述べれば、合憲である。明白の74列の
 12 (2) 本件では目的は前述(第2(2))より、目的と手段に
 13 ついては、前述(第4(2)イ)より認められる。以上より
 14 合憲である。

15 第5、法15条の刑罰規定について、

16 1. 法15条は、刑罰規定を設けている。31条は、「何人も... 法に
 17 定める手続によらなければ... 刑罰を課せられない」としている。
 18 そもそも、行政手続法に於いては、迅速さ求められることから、
 19 31条は、適用されるものの、地方自治法14条3項に反しない
 20 として、当該刑罰規定は、問題とならない。

21
 22 上記
 23 (1) 目的と手段のあいだの金銭同じにみえただけ...
 (2) 行政、(地方)がそれぞれ...
 (3) 刑罰がうまれかけた... 金銭中審査
 78、反論がうけはれた

にふた。